

発議第2号

三島市議会委員会条例の一部を改正する条例案

三島市議会委員会条例（平成3年三島市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

（傍聴の取扱）

第17条 委員長は、傍聴席の都合その他の理由により必要があると認めるときは、委員会の会議を傍聴しようとする者の傍聴席への入場を制限することができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会の会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月19日提出

発議者 三島市議会全議員